

# 令和6年度 子育て世帯限定 家賃補助制度

ヤングファミリー住まいりんぐ支援事業



函館市では、子育て世帯の街なかへの居住をすすめています  
新たに街なかの対象地区に転入してきた子育て世帯に対し  
家賃の一部を補助します

最大で 月々  
1万5千円

令和7年2月28日まで随時受付

※ 最長16年間 子供が中学校を卒業するまで

## 補助を受けられる世帯の要件は？

- ① 対象地区内に転入した日の属する年度の翌々年度の4月20日までに申請した世帯  
【例】令和5年8月1日に対象地区内に転入した場合、令和7年4月20日が申請期限  
※ 平成28年5月10日以降に対象地区内に転居した世帯は、  
初めて子育て世帯となった年度の翌々年度の4月20日までに申請
- ② 対象地区に転入する前、対象地区外に1年以上居住
- ③ 世帯所得の合計が、月額31万3千円以下
- ④ 生活保護法の住宅扶助や他の公的家賃補助を受けていない
- ⑤ 本市の市税の滞納がない ⑥ 暴力団員でない



## 補助対象となる賃貸住宅の要件は？

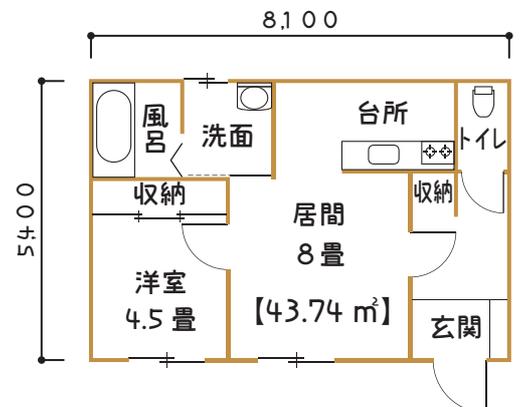
- ① 民間の賃貸住宅で、居住用として賃貸借契約を締結  
(特定公共賃貸住宅は補助対象)
- ② 昭和56年6月1日以降に着工したもの  
もしくは、現行の耐震基準に適合したもの
- ③ 住戸専用面積が40㎡以上かつ、入居者数に応じた  
面積を有している
- ④ 入居者または入居者の3親等以内の親族が所有者ま  
たは貸主でない住宅

### 子育て世帯とは

中学校卒業前の子と同居する  
世帯で、その子を扶養する者が  
その子の親・兄弟姉妹・伯叔  
父母である世帯をいいます。

## もらえる補助金の額は？

家賃（管理費、共益費、駐車場使用料は除く）から  
勤務先で支給される住宅手当を差し引いて、3万円  
を超えた分を補助。ただし、上限は1万5千円/月



住戸専用面積 40㎡以上の事例

【問合せ先】 制度の詳細は住宅課にお問合せください。

函館市 都市建設部 住宅課 (市役所3階) 電話：21-3385

メール：jutakusesaku@city.hakodate.hokkaido.jp

URL：https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2014020500059/



